

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
2	高経年化した発電用原子炉に関する安全規制	<p><制度改正></p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 43 条の 3 の 32 に規定されている発電用原子炉の運転期間に関する規定が他法に規定され、その期間が原子力規制委員会の判断の対象ではなくなった場合でも高経年化した発電用原子炉について引き続き厳格な安全規制を実施するため、運転期間の定めにかかわらず必要な安全規制を実施できるように同法の規定を見なおす「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」を令和 5 年 2 月 28 日に閣議決定した。</p>